

議案第74号

清水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

清水町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年清水町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「基づき」の次に「、本町が備える」を加え、「記載」を「記録」に改める。

第10条第1項第5号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改める。

第11条第1号中「氏、名」の次に「、旧氏」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。